

令和3年5月7日

緊急事態宣言発令にともなう当組合の新型コロナウイルス対策について

平素は、当組合の事業運営につきまして格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、政府は緊急事態宣言を延長する方針を決定いたしました。

つきましては、5月10日（月）から、組合業務を以下のとおり変更させていただきます。

1. 窓口業務の休止（書類の受け渡しは郵送のみ）

2. 電話対応時間の変更（8：00～12：00）

※12：00以降のお問い合わせは郵送、FAXまたはホームページの問い合わせ

フォームよりお願いします。

3. 職員の一部、在宅勤務の実施（半数ずつの交代勤務）

在宅勤務の実施などにより、職員の人数を減らして業務を行います。このため、従来よりも手続きに時間を要する場合があります。また、手続きの処理にあたっては、健康保険証、各種証明書の発行を優先的に行わせていただきます。

ご不便をおかけし申し訳ありませんが、趣旨ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

以上

担当：企画総務課

TEL 03-3462-6550